

2 一般会計予算案の構成の概要

(1) 一般会計予算案のうち主な歳入の説明

I 県 税

(単位 百万円)

区 分	平成21年度 予 算 案	平成20年度 当初予算額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
県 民 税	59,992	65,379	△ 5,387	△ 8.2%
法人県民税	3,998	5,489	△ 1,491	△ 27.2
個人県民税	52,645	52,832	△ 187	△ 0.4
(森林環境税 〔法人県民税及び個人 〔県民税の内数〕〕	(357)	(362)	(△ 5)	(△ 1.4)
利子割県民税	1,894	2,300	△ 406	△ 17.7
配当割県民税	1,070	2,992	△ 1,922	△ 64.2
株式等譲渡所得割県民税	385	1,766	△ 1,381	△ 78.2
事 業 税	15,996	26,655	△ 10,659	△ 40.0
法人事業税	14,589	25,172	△ 10,583	△ 42.0
個人事業税	1,407	1,483	△ 76	△ 5.1
地 方 消 費 税	7,524	6,680	844	12.6
不 動 産 取 得 税	2,512	2,825	△ 313	△ 11.1
た ば こ 税	2,139	2,261	△ 122	△ 5.4
ゴ ル フ 場 利 用 税	1,039	1,100	△ 61	△ 5.5
自 動 車 取 得 税	2,169	3,768	△ 1,599	△ 42.4
軽 油 引 取 税	5,187	6,063	△ 876	△ 14.4
自 動 車 税	16,866	17,486	△ 620	△ 3.5
産 業 廃 棄 物 税	180	160	20	12.5
そ の 他 の 税	596	23	573	著 増
計	114,200	132,400	△ 18,200	△ 13.7

(参 考)

税制改正案の概要

1 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設

所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成21年から平成25年までの入居者）のうち、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額について、所得税における税額控除額と同額（最高9.75万円）を限度に控除する。

（注）平成22年度分以後の個人住民税について適用

2 配当割県民税及び株式等譲渡所得割県民税

上場株式等の配当等に係る軽減税率（5%→3%）の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率（5%→3%）の特例の適用期限を平成23年末まで3年延長する。

3 不動産取得税

(1) 不動産取得税の税率（本則4%）を3%としている特例措置について、住宅及び土地に係る特例措置を平成24年3月31日まで延長する。

(2) 宅地及び宅地比準土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、平成24年3月31日まで延長する。

4 自動車取得税

(1) 一定の自動車排出ガス規制等に適合した自動車（新車）に係る時限的な特例措置及びプラグインハイブリッド自動車（新車）に係る特例措置の創設

（注）平成21年4月1日から平成24年3月31日までの自動車の取得に対して適用

特 例 対 象 車 (新車)	現行税率等		軽減後の税率	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車 (バス・トラック)	2.3%	0.3%	0%	0%
ハイブリッド自動車 (バス・トラック以外)	3.2%	1.2%	0%	0%
プラグインハイブリッド自動車	—	—	0%	0%
平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車	4%	2%	0%	0%
平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能が良く、平成22年度燃費基準値より25%以上燃費性能の良い自動車	5%	3%	1.25%	0.75%
	取得価額から30万円を控除			
平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能が良く、平成22年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良い自動車	5%	3%	2.5%	1.5%
	取得価額から15万円を控除			
車両総重量が3.5 tを超えるディーゼル車のトラック・バス等で、平成21年重量車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度重量車燃費基準を達成している自動車	3%	1%	1.25%	0.75%
車両総重量が3.5 tを超えるディーゼル車のトラック・バス等で、平成17年重量車排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年重量車排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度重量車燃費基準を達成している自動車	5%	3%	2.5%	1.5%

(注) プラグインハイブリッド自動車については、平成21年度から販売される予定

- (2) 一定の自動車排出ガス規制等に適合した自動車（新車以外）に係る特例措置の延長及びプラグインハイブリッド自動車（新車以外）に係る特例措置の創設

特 例 対 象 車（新車以外）	現行税率		軽減後の税率	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車（バス・トラック）	2.3%	0.3%	2.3%	0.3%
ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）	3.2%	1.2%	3.4%	1.4%
プラグインハイブリッド自動車	—	—	2.6%	0.6%

- (注) 1 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの自動車の取得に対して適用
 2 プラグインハイブリッド自動車については、平成21年度から販売される予定

- (3) 目的税から普通税に改め、使途制限を廃止

5 軽油引取税

目的税から普通税に改め、使途制限を廃止